

和気町企業立地促進奨励金交付要綱 別表

別表第1（第4条関係）

（交付要件）

奨励金の種類 要件		事業所等設置奨励金			雇用奨励金			水道料金助成金		
		一般製造工場	研究所等	再生可能エネルギー電気供給施設	一般製造工場	研究所等	再生可能エネルギー電気供給施設	一般製造工場	研究所等	再生可能エネルギー電気供給施設
建設に着手する時期		新設 土地取得後5年以内に建設に着手 増設 (1)既存の敷地内で増設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手 (2)既存の工場等隣接地を取得し工場等を増設する場合 公的団地用地:隣接地取得後5年以内に建設に着手 民 有 地 :新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手								
公的団地用地・民有地	面積	3, 000㎡以上	2, 000㎡以上	3, 000㎡以上	3, 000㎡以上	2, 000㎡以上	3, 000㎡以上	30, 000㎡以上		
	固定資産投資額	大 企 業 2億円以上 中小企業 1億円以上	大 企 業 2億円以上 中小企業 1億円以上	大 企 業 2億円以上 中小企業 1億円以上	大 企 業 2億円以上 中小企業 1億円以上	大 企 業 2億円以上 中小企業 1億円以上	大 企 業 2億円以上 中小企業 1億円以上	20億円以上		
	新規常用雇用	大 企 業 20人以上 中小企業 5人以上						20人以上		
その他		—			—			※新規常用雇用者が常時20人以上であった年度に限る		